

「広域圏高校生の学びの広場」事業企画運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、「広域圏高校生の学びの広場」事業企画運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 事業の目的 本事業は、学生等の“学びたい”を応援しながら、“人づくり・地域づくり”をコンセプトに掲げ、プロポーザル方式により、柔軟な発想を持つ若手起業家を公募してコンソーシアムを組織し、「広域圏高校生の学びの広場」を核とした“こども・若者”層活性化事業の企画・運営を行う。
- (2) 業務名 「広域圏高校生の学びの広場」事業企画運営業務委託
- (3) 業務内容 「広域圏高校生の学びの広場」事業企画運営業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案上限金額 ￥2,591,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去に国又は地方公共団体と同種又は同規模の契約を締結し、これを全て誠実に履行した実績を有すること。

### 3 スケジュール

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 公告         | 令和8年4月3日（金）          |
| 質問受付締切     | 令和8年4月16日（木）17時15分まで |
| 質問回答       | 令和8年4月20日（月）         |
| 申込書等受付締切   | 令和8年4月24日（金）17時15分まで |
| 資格審査結果通知   | 令和8年4月30日（木）（予定）     |
| プレゼンテーション  | 令和8年5月8日（金）（予定）      |
| 結果通知       | 令和8年5月11日（月）（予定）     |
| 見積徴取及び契約締結 | 令和8年5月15日（金）（予定）     |

#### 4 参加手続等

##### (1) 実施要領及び仕様書並びに所定様式の配布

###### ア 公開期間

公告の日から令和8年4月24日（金）17時15分まで

###### イ 公開場所

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/177571.html>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年4月16日（木）17時15分（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式1）を電子メールで生涯学習課に提出。

(3) 回答日：令和8年4月20日（月）

(4) 回答方法：質問者に対して電子メールにて回答し、質問要旨及び回答内容を郡山市ウェブサイトに掲載。（社名非公表）

#### 6 参加申込書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 企画提案書（任意様式 ※詳細は7(1)アを参照）

ウ 印鑑証明書

エ 参考見積書（任意様式 ※詳細は7(1)イを参照）

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

カ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

キ 委任状（様式3）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

ク 法人概要書（任意様式 ※パンフレット可）

ケ 業務実績表（様式4）

コ 業務実施体制（様式5 ※詳細は7(1)ウを参照）

(2) 提出期限：令和8年4月24日（金）17時15分（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出

※郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

## 7 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

提案参加者は、次に掲げる書類を 11 部（正本 1 部＋副本 10 部）提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式） ※提案は、1 者につき 1 案とする。  
企画提案書の内容については下記の内容を含めて記載すること。
- ① 企画のコンセプトや事業の展開について
  - ② 学習スペースの企画運営について
  - ③ 情報交流事業の企画運営について
  - ④ コミュニティ形成の企画運営について
  - ⑤ 事業等の広報・周知方法について
  - ⑥ 本事業の趣旨に沿ったその他イベントの企画運営について

### イ 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

### ウ 業務実施体制（様式 5）

本業務を受注するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割を記載すること。

### (2) 提出書類の留意事項

- ア 書類サイズは原則 A4 判とするが、必要に応じ A3 判（折り込むようにすること）も可とする。  
イ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。  
ウ 提出書類の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特定できないようにすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務局で当該部分を抹消する。  
※正本（1 部）については、押印不要とする。

## 8 審査方法

### (1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和 8 年 4 月 30 日（木）までに書面により通知する。

### (2) 発注者は、プロポーザルについて企画提案書等の審査等を行うため、「広域圏高校生学びの広場」事業企画運営業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

### (3) プレゼンテーション

実施日：令和 8 年 5 月 8 日（予定） ※詳細については、書面で通知する。

提出された企画提案書等についてプレゼンテーションを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。方法としては、1 者ずつ会議室に入室し、各法人 20 分以内で選定委員会に対し企画提案書に基づき説明を行い、その後、選定委員会の委員からの質問に対して質疑応答を行う。結果については、書面により通知する。

## 9 選定基準

### (1) 審査項目及び配点

| 審査項目                |                               | 審査ポイント  | 配点    |
|---------------------|-------------------------------|---|-------|
| 企画提案内容<br>(配点 70 点) | ① 業務の目的・内容の的確性                | 本業務の趣旨及び内容を十分に理解し、目的を達成する提案内容か。   | 15 点  |
|                     | ② 企画運営                        | 【学習スペース企画運営（つどう）】<br>・多様な利用者の目的に合わせた快適な学習スペースの提供ができるか。<br>・利用者の声を反映した運営が可能か。  | 15 点  |
|                     |                               | 【情報交流事業企画（まなぶ）】<br>・事業趣旨に沿った有益な情報を利用者に提供できるか。<br>・利用者の学びにつながるイベントの開催回数や質が確保できるか。  | 15 点  |
|                     |                               | 【コミュニティ形成事業企画運営（むすぶ）】<br>・学生間のコミュニティ形成が活性化される仕組みづくりがなされているか。<br>・地域に対する学生等の興味関心や参画意識を醸成し、段階的に若年層主体の地域づくりができるような展開が期待できるか。 | 15 点  |
| ③ 情報発信              | 本業務を効果的に情報発信できるような手法がとられているか。 | 10 点  |       |
| 実施体制<br>(配点 20 点)   | ④ 業務実施体制                      | ・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。<br>・施行方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。  | 10 点  |
|                     | ⑤ 業務実績                        | 本業務と同種又は類似の業務実績を有しているか（件数だけではなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する）。   | 10 点  |
| 費用対効果<br>(配点 10 点)  | ⑥ 参考見積                        | 提案内容に対し適切な金額であるか。   | 10 点  |
| 合計                  |                               |   | 100 点 |

### (2) 審査方法

- ① 評価委員の持ち点（100 点）を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- ② 点数が同点の場合は、提案内容（審査項目①～③）の点数が高い者を契約候補者、または次順位者とする。
- ③ 提案参加者が 1 者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、本プロポーザル実施要領により、契約手続きを進めるものとする。
- ④ 評価点の総合点が満点の 50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取扱いとする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、毎月の業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。ごとに支払うものとする。

## 12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市教育委員会教育総務部生涯学習課支援係

電話番号：024-924-2441

F A X 番号：024-924-7834

E-mail：[gakusyu-sien@city.koriyama.lg.jp](mailto:gakusyu-sien@city.koriyama.lg.jp)

## 13 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。